

個人番号カード（写）等貼付台紙

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金給付申請のため、個人番号を 名分 提出します。

※個人番号カードの写し等を貼り付けた上で記載してください。

※郵送で書類を提出する場合（主に県外の高等学校に在籍している場合）は本人確認書類も添付。
（貼付けせず同封でも可）

学校	学校名		課程（該当に○）		
			全日・定時・通信・専攻科		
生徒	ふりがな				
	氏名				
保護者等	個人番号		生年月日		氏名
保護者等の 個人番号カード（裏面）等の 写し貼付欄 個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。 《通知カードは原則として使用できません。※》 ※通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。			保護者等の 本人確認書類貼付欄 ※本人確認書類 ・個人番号カード（表面）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 等 上記書類（写し）の提出が難しい場合は 下記書類を2点提出してください。 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行された氏名＋生年月日または氏名＋住所が記載された書類		
郵送で提出する場合、（主に県外の高等学校に在籍している場合） 右側の本人確認書類も必ず添付してください。					
保護者等	個人番号		生年月日		氏名
保護者等の 個人番号カード（裏面）等の 写し貼付欄 個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。 《通知カードは原則として使用できません。※》 ※通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。			保護者等の 本人確認書類貼付欄 ※本人確認書類 ・個人番号カード（表面）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 等 上記書類（写し）の提出が難しい場合は 下記書類を2点提出してください。 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行された氏名＋生年月日または氏名＋住所が記載された書類		
郵送で提出する場合、（主に県外の高等学校に在籍している場合） 右側の本人確認書類も必ず添付してください。					
備考					

注 個人番号カード、通知カードの写し提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

※学校（県）受付日 令和 年 月 日 （保護者記載不要）